

議会運営委員会

平成27年12月11日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	伴 吉晴	木澤 正男
奥村 容子		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 木澤委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

本日の会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりです。

まず初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化（録音・録画）及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択についてを議題といたします。

まず、事務局長の説明を求めます。 寺田事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化（録音・録画）及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、陳情文書表を朗読させていただきます。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務
局長

2枚目に要旨を添付しておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長

はい、ご苦労さんでした。

それでは、皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

この意見書の採択を求める陳情ですね、につきましては、これまでに、全面可視化を求めるという内容での意見書の採択というのが、たしか前

回は奈良弁護士会から送られてきて、審議したという経緯があるというふうに思います。この間ですね、こうした全面可視化、さらには証拠開示も求めることを含める、含めたり、含めなかったりしますけども、奈良県下でも、他の市町村で採択をする議会がふえてきていると。さらに国会のほうでも、ここに書かれていますように、これについては、前に進めようという声に押されてですね、法改正なんかも行われてきましたけども、今、全体の約3%にとどまっているという状況であると書かれています。世界の流れなんかも見ますと、先進国の主なところでは、もうほとんどが全面可視化を実施しているという状況もありまして、私はやっぱりこれを国の制度として前に進めていただくという意味からも、斑鳩町議会として、議会運営委員会とかでも採択をして、本会議に対しても意見書の提案を発議していけたらなという思いであります。

委員長 はい。ということは、この陳情について、全て採択するということがよろしいんですか。

木澤委員 はい。私はその思いです。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 私は、この陳情に対して、今、国会で審議中と聞いております。せやから、これに対しては推移を見守るということで、これの提出に対しては反対いたします。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員はどうですか。

奥村委員 可視化のほうを推進していくっていうことはいいことやと思うんですけども、この手持ち証拠の全面開示っていう件に関しましては、反対というか、反対でございます。

委員長 ということは、この陳情には両方書いてあるということなんですけれ

ども、一部であればいいという形でもよろしいんですか。

奥村委員 今回、この意見書に関しては反対をさせていただきます。

委員長 はい、わかりました。 小村委員。

小村委員 すみません。僕自身は、さきの国会、衆議院通過している法案で、3%前に進んでいるというふうな理解をしています。3%しか進んでいないのではなくて、3%進んでいる。この3%進んだ段階で、これからの対処を見ながら、もう少し進めたほうがいいのか、それともここでとどめておくほうがいいのか、もしくは見直したほうがいいのかというような議論をこれから先、また深めていって、それからの判断であると思いますので、この意見書には反対させていただきます。

委員長 意見書の採択について、反対ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 中川委員、どうですか。

中川委員 はい。同じく反対で。

委員長 はい。 小林委員。

小林委員 この意見書に関しましては、私は反対とさせていただきます。私も、全ての取り調べを可視化する、また、全ての証拠を開示するということには、ちょっと反対ですので、もうこの陳情書の趣旨は開示ということになっておりますので、この陳情書に関しましては反対ということとさせていただきます。

委員長 一応、全委員さんのご意見を賜りました。

ここで、取りまとめのために暫時休憩いたします。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長 再開いたします。
木澤委員。

木澤委員 取り調べの全面可視化に対しても否定的な思いを持ってはる方もいらっしゃるかというふうに思うんですけども、要は、捜査機関、特に警察とか検察の取り調べに対して可視化をするということは、記録をとるということですが、それが全部公開されるかっていうと、そうではなくて、プライバシーについてはきちっと守られるという手法についてはまた別個、きちっと考えられることですし、それについては論議をするべきやというふうに思いますので、別個のものやというふうに捉えていただいて、やっぱり今、冤罪が起こっている中の大きな要因っていうのは、やっぱり警察、検察の自白の強要やったりとか、証拠の捏造やったりっていうのがありますので、そういうことを防ぐという意味で全面可視化をしていくっていうことがやっぱり求められているというふうに思うんです。ですので、私は、議論はね、もっと深めるべきかなとは思いますが、ぜひそういう角度からもこの意見書については採択をするという方向でご検討いただけないかなというふうに思うんですが。

委員長 ほかに委員さん、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、本付託案件については、賛否の討論という形をとらせていただきます。
まず、本陳情書を採択することに反対の方の意見を求めます。
小村委員。

小村委員

それでは、全過程の可視化及び捜査機関の手持ち証拠を全面開示を求める意見書の採択に反対の立場から、意見を申しあげます。

今回の意見書は、取り調べを全て録画・録音するという内容のもので、賛成者の意見は、さきの国会で衆議院を通過している法案が、取り調べの録音・録画の全刑事事件のわずか3%にとどまる内容になっていることを問題視していると思います。衆議院を通過している法案の可視化の対象は、殺人などの裁判員裁判対象事件と、検察の独自捜査事件、全事件の約3%に当り、容疑者の取り調べの全過程が録画・録音されるものです。私は、今回の法案は、可視化に向けて前向きに進んだということと理解しております。そして、全面可視化をいきなりすることには反対です。また、3%可視化することで、今後の経過や様子を見ながら国民的議論の中で徐々に現状の制度はいいのか、可視化を進めるほうがいいのかを判断していくべきだと考えます。

密室の取り調べの中、暴力的な取り調べが行われた事例や、強引な取り調べが問題にされた事例がこれまでにあったことは確かです。それが断じて許されないことであることは言うまでもありません。しかし同時に、日本が、諸外国と比べて安全で安心して暮らしていける社会を長年にわたって守ってきたことは、間違いのない事実です。それを支えてきた要因の1つとして、取り調べがあるという考え方もあります。

もう1つ、捜査の可視化を進めることにより崩壊の恐れがある日本の捜査の特徴とは、刑事手法全過程を貫いている精密な手法です。綿密な捜査と慎重な起訴により、国のデータでは、結果として、無罪率が全事件の0.09%、否認事件でも1.4%にとどまっています。

全面可視化を主張する人たちが模範例としているイギリスでは、逮捕から起訴までが原則24時間以内と、極めて短い、あっさりとした捜査になっています。また、日本では、有罪の立証ができると確信が得られなければ起訴しませんが、イギリスでは、有罪の見込みが無罪の見込みよりも大きければ起訴するというおおらかな方針を持った国です。その結果が、ラフ・ジャスティスと言われるように、65%が無罪になっています。日本で取り調べの重要性が高いのに引き換え、イギリスでは、

逮捕後1回、それも平均30分程度の取り調べで終わることがほとんどです。このように、イギリスの捜査過程では、取り調べの重要性が低いことと裏腹に、令状がなくても捜索や差し押さえができたり、通信傍受や会話傍受、おとり捜査などの幅広い捜査手法が認められています。さらには、司法取り引き、そして、有罪答弁した者へ刑を軽減する制度すら用いられています。

今回の法案では、上述のことも整備されています。このことによって取り調べの重要性を低くし、その分、可視化に向けて前進した法案だとは思いますが。今後の経過や様子を見ながら、国民的議論の中で制度を見直していくべきだと考えます。今までの蓄積を全てないがしろにしてしまっただけから始めることが本当にいいことなのか。現場で日夜を分かたず仕事をしている警察官や検察官の方々に、法案変更により大きなしわ寄せが来ないように改善をしていくべきだと思います。

そのことから、全過程の可視化及び捜査機関の手持ち証拠全面開示を求める意見書の採択には反対いたします。

委員長 次に、本陳情書を採択することに賛成の方の意見を求めます。
木澤委員。

木澤委員 それでは、陳情第3号 警察・検察の取調べの全過程の可視化（録音・録画）及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択について、賛成の立場から意見を申し上げます。

この陳情にもありますように、いまだに冤罪事件が後を絶たないことから、警察や検察による取り調べの全過程の可視化や捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める声は、日増しに強くなっていると私は認識しています。たまたま裁判によって認定されたことで、何十年もの長い間、罪もないのに牢獄に閉じ込められていた被疑者と言われる方々が、それが冤罪だとわかり、やっと解放されるといった事例はいくつも存在しています。近年では、足利事件や布川事件、東電OL殺人事件、また、公務員である厚生労働省の村木厚子さんの場合は、検察省において証拠が改ざんされるということがありました。そして、陳情書にも記されてい

る袴田事件については、静岡地方裁判所が、死刑判決となった証拠が捏造されたものであることを認め、証拠を捏造した警察や、証拠を隠し続けてきた検察を厳しく批判するなど、その実態が明らかになり、警察や検察に対する国民の信頼は大きく揺らいでいます。

また、冤罪は、無実の人が有罪にされるだけでなく、真犯人を取り逃がすことにもなり、その点でも許されないものです。

こうした冤罪をなくすためにも、その取り調べの過程を可視化し、不法な、また、不当な取り調べの実態がなかったのかを裁判で明らかにできるようにするとともに、警察や検察などが持っている証拠については全面的に開示し、事実をきちんと把握するようにするなどのシステムづくりが必要です。

また、取り調べの可視化は、被疑者を守るためだけでなく、警察・検察にとっても、自白の任意性が担保されるという点において、大いに有益であると考えられます。

この間、国会の衆議院で刑事訴訟法の一部改正が行われましたが、取り調べで可視化されているのは全事件のわずか3%でしかなく、これで冤罪がなくなるのかというと、私ははなはだ疑問だと思います。しかも、警察官が録音・録画をするのかどうかの判断する権限を与えられ、検察官の手持ち証拠の開示の対象も、証拠の一覧表のみであり、また、検察官に、一覧表に記載しないこともできるという裁量権を与えているという点で、極めて限定的で不十分なものとなっていると思います。

一方、世界の先進国のほとんどでは、既に可視化が行われており、日本はこの点において非常におくれていると考えます。国連からも、日本のおくれた刑事司法制度は厳しく批判され、代用監獄の廃止、取り調べへの弁護人の立ち会い、取り調べの全過程の可視化、捜査機関の持つ全ての証拠の開示を求める勧告が出されています。

また、1つ紹介したいものがあるのですが、日本弁護士会連合会がつくっている冊子の中で、可視化先進国からのメッセージというものがあります。オーストラリアのニューサウスウェールズ州警察副総監という方が、昨年4月4日に東京で開催された国際シンポジウムで発言された内容が書かれています。このニューサウスという州では、1991年に

取り調べの電子的記録、これは録画・録音のことですが、を導入されました。当初、警察内部には、警察の誠実性への侮辱だとか、警察業務に対する不当な干渉だという抵抗があったそうです。ところが、導入してみると、当初心配されていたような懸念がないことがわかりました。取り調べが録画・録音されたことにより、最初から罪を認め、争わない事件がふえたそうです。その結果、裁判期間が大幅に縮小され、また、供述の信用性について、そもそも疑問を呈されるということが少なくなったとのことです。つまり、警察の取り調べに対する信頼が高まったということです。取り調べがしっかりと適切な約束事にしたがって行われているということを住民が信じてくれるようになったということが紹介されています。

こうした先進国の事例を見ても、国連から出されている勧告が、既に可視化等を導入してきた国々の実践によって裏付けられたものだと理解できますし、これまでの不当な手段を使ってまで強硬に自白をとろうとしてきた警察・検察の体質を、科学捜査による証拠主義に変えていくことは、早急にやらなければならないということを考えます。

以上のことから、私は、警察・検察の取り調べの全過程の可視化及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択を求める陳情については採択すべきだということを申しあげまして、私の賛成意見とさせていただきます。皆さまのご賛同、よろしく申し上げます。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本陳情書については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本陳情書を採択することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

委員長

挙手少数であります。

よって、陳情第1号については、不採択すべきものと決しました。

次に、協議事項の(1)平成27年第5回斑鳩町議会定例会について、

①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思っております。

各常任委員会・議会運営委員会に付託されました18議案のうち、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、賛否の討論があり、賛成多数で可決。また、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例については、修正案が提出され、賛否の討論があり、表決の結果、修正案は賛成少数で否決、原案は賛成多数で可決されております。陳情第3号につきましては、先ほどのとおりであります。ほかの15議案は満場一致で可決されております。

いずれの議案につきましても最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認をさせていただきたいと思っております。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました議案第47号、議案第48号 陳情第3号については、最終日の本会議で討論になると思っておりますが、このほかの議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた討論の予定があるとほかの議員さんからお聞きになられている議案などがございましたら、議長次第にもかかわってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思っておりますが、ございませんでしょうか。ないですか。

(な し)

委員長

それでは、ないということで、賛否の討論は各1名ずつということで確認をしておきます。

なお、議案第48号については、修正案の動議が提出されるということですので、この取り扱いについて、確認しておきたいと思っております。

委員長報告のあと、議長から各議案について順に諮っていただきますが、議案第48号のところで、まず、議案第48号とこれに対する修正動議を一括議題といたします。次に、修正動議について、提出者の説明を受け、説明後、これに対する質疑をお受けすることといたします。次

に、討論を行います。一括議題ですので、修正案と原案について一括して討論を行うこととし、討論の順序は、まず、原案に賛成、次に、修正案に賛成という順序で行いたいと思います。次に、採決を行います。採決はそれぞれ個別に行わなければなりませんので、まず、修正案について採決を行い、修正案が可決された場合は、修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。また、修正案が否決された場合は、原案について採決いたします。

議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、私のほうから、追加日程につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほどご審議をいただきました陳情第3号につきましては、議会運営委員会に付託をされておりますので、その審査結果につきまして委員長報告をしなければなりませんので、議会運営委員長報告を追加日程としてあげさせていただきたいと思います。本来なら、当初の日程の表のところにと議会運営委員長報告としてあげておかなければならないものを、抜けておりましたので、申しわけございませんでした。以上でございます。

委員長

ただいま事務局長から説明がありましたように、陳情第3号が議会運営委員会に付託されておりますので、その結果について、委員長報告をさせていただきます。

議員さんのほうで、提案等の予定をされているものはございますか。

木澤委員。

木澤委員

まだ文書等はちょっと調整できていないんですけども、安保法制の廃止を求める、立憲主義の復活を求める内容の意見書を提案させていただこうと考えています。

委員長 はい。それと、取り調べやな。 小林委員。

小林委員 取り調べの可視化の対象事件の拡充を求める意見書というのをですね、今、調節させていただきまして、最終日のほうに議員提案させていただきたいというふうに、今、考えております。

委員長 はい、わかりました。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、安保法制に関する意見書並びに取り調べ可視化についての意見書について、議員提案の予定があるということで確認をしておきます。

これまでのところ、何かございましたら、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方、よろしく願いをいたします。

平成27年第5回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明をお願いいたします。 寺田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りをいたしております平成28年第1回斑鳩町議会定例会日程表(案)をごらんいただきたいと思います。

次期定例会も、9月議会や12月議会と同様に、3月1日の火曜日を初日にもっていくのが筋ではございますが、4月からの役場の組織機構改革の準備等に時間がほしいということもございまして、少し会期を短

くしてほしいという要望もございましたので、議長、また運営委員長ともご相談を申しあげ、次期定例会の日程案を作成をいたしております。

2月最終の月曜日となります29日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月1日火曜日、2日水曜日を休会とし、3日木曜、4日金曜を一般質問としております。7日月曜から9日水曜までの3日間を予算審査特別委員会、10日木曜日は建設水道常任委員会、11日金曜日に厚生常任委員会、14日月曜日は総務常任委員会、15日火曜日に議会運営委員会としております。そして、16日水曜、17日木曜の2日間を休会といたしまして、18日金曜日を最終日とする、会期19日間の案でございます。以上でございます。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 15日の幼稚園の卒業式ってなっているやつ、卒園式に訂正してもらいたい、それ1つとね、2月の29日から始まるのはそれでええねんけど、29日は例月出納検査やから、欠席。そこら、せやからね、ちょっと調整、代表監査委員さんと書記と相談してもうて、調整してもらわんとあかんと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時39分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま中川委員からご質問ありましたが、一応この日程案のとおり予定をしておくということにいたしたいと思います。もしか変更ある場合には、最終日の全員協議会の前に、ご足労ですが、議会運営委員会を開かさせていただきますので、そのときには、よろしく願いをいたします。

それ以外に、委員さん、意見ございましたらお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ただいま申しましたように、予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
3月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。
総務部長のほうから、何かほかに報告しておくことはございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことにいたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、2. その他についてを議題といたします。
何か、ご意見等ございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、継続審査について、お諮りいたします。
継続審査につきましては、お手元にお配りしておりますように、閉会

中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、お願いいたします。

議長のほうから、何か報告等。 中西議長。

議長

初日の全員協議会の際に、嶋田委員長のほうから、消防の5日の出初式のあとの各分団で懇親会ですかね、そこに議会のほうからも挨拶回りっちゅう形で行っていますが、その件について、ちょっと、先日、団長さんがこっちへ来られまして、それで、いろいろその問題について、話をさせてもらいました。

一応、議会としての思いというのは、各団に対してもいろいろ負担がかかるということで、その話をさせてもらいましてんけども、各分団、やはり町のほうから出席してほしいということでしたので、その出席は一応させていただくと。それと、あと、向こうの準備の関係ですねけども、できるだけ簡単な形、というのは、挨拶行って、そこにいてる時間も半時間、もういてませんのでね、そんな準備してもうても、実際、料理に手つけるとかいうのありませんよって、その辺も考えてほしいということの申し入れはさせてもらいました。

あと、それと、今まで、町のほうに依頼、出席してくれということであつたのは、議長、あとそれと消防運営委員長も声かかってあるという形でありましてんけども、それにつきましても、できるだけ各団の負担を少なしていこうということで、委員長とも話しさせてもらいまして、できればこういう場合は、各団体と同じような形で、議長が出席するというような形に変えさせてもうて、できるだけ各団の負担を少なしていこうというふうにさせてもらいたいと思いますので、この件については、最終日の全員協議会でその報告をさせてもらいたいというふうに思っ

おります。

それと、町長のほうもちょっと相談をさせてもらいましてんけど、町長は今回、そういういろいろな問題があって、出席は今回はしませんというようなことで言うておられますので、その辺もちょっとややこしいことになってくると思うんですけどね。ほかの団体は行ってはりますのでね、消防だけ行かへんちゅうのも、ちょっとそれもおかしいの違うかなちゅうようなこと思いますねんけど。また、その辺についてもまた、もう一度また、町長のほうとも話しをしたら、できたらなというふうに思っていますので。

あと、県会のほうは、確認させてもらいましたら、出席をさせてもらうということで聞いておりますので、議会としては、このまま引き続き、その場、出させてもらうということで進めさせてもらいたいと思います。以上です。

委員長 質問受けましょうか。もう別によろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 今、議長、おっしゃっていただいたことやと、一応こちらのほうからは、出席はさせてもらうけども、費用、向こうで負担していただいて席を設けていただくのは一応辞退するという申し入れをしたけども、向こうがどないしはるかにはわからないという、そういうニュアンスですか。

議長 団長さんの意見としたり、来てもらうのに何もなしっていかへんやろと。せやから、各分団のほうでも話ししたら、そんな不細工なことではできへんからちゅうことなんです。せやから、できるだけ簡単にしてもらおう。せやから、実際、行ったらね、鍋とかあるんですよ。せやけど、中に、鍋に入れて食べるかいうと、もうほとんど食べていませんねん。そのまま置いてありますねんけどね。せやから、帰ったあと、それはまたみんなで分けて食べてはるとは思いますねんけど、やっぱりその分どうしても準備せんなんということになっていったら、この前、委員長言われたように、行く人数が多いですよってに、やっぱり10万程度かかっておるかなと思いますのでね、せやから、できるだけその内容も質素に

してもらおうのと、行く人間も少なするというような形とったほうがええの違うかなと。

委員長 ほかにはございませんか。

(な し)

委員長 事務局から。

(な し)

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前9時46分 閉会)